# 「リベンジポルノ防止法」施行にも対応!

# 「プロバイダ責任制限法」 最新解説書!

# 改訂増補第2版 プロバイダ責任制限法

総務省総合通信基盤局消費者行政第二課 [著] A5判/556頁 定価:本体3,600円+税



# 本書の特色

- ■総務省名義による 「プロバイダ責任制限法」の 逐条解説!
- ■「リベンジポルノ防止法」の制定、 最新の省令改正、 ガイドライン改訂に対応!
- ■多様化する権利侵害情報への 対応に必要不可欠な基礎情報 を収録した最新版!

第一法規「判例体系」編集部[編] 伊藤 進[編集協力]

半 例 INDEX 侵害態様別に見る 名誉毀損・プライバシー侵害 300判例の 慰謝料 算定 も好評発売中!!





# 権利侵害情報への対応に 必要不可欠な基礎情報を収録!

# 目次

# 第1

# 立案の経緯・背景

- 1 立法当時の状況
  - (1)立案の背景
- (2) 立案の経緯
- (3)法律の公布・施行
- (4)本法律の規定を具体化するガイドラインの策定

# 2 立法以後の検証

- (1)平成17年における検証
- (2)平成21年における検証
- (3)平成23年における検証及び省令改正
- (4)平成25年における法改正
- (5)平成26年における私事性的画像記録の提供等による 被害の防止に関する法律の成立
- (6)平成27年における省令改正
- (7)平成28年における省令改正

# 第2

# 逐条解説

- 1 第1条(趣旨)
- 2 第2条(定義)
- 3 第3条(損害賠償責任の制限)
- 4 第3条の2(公職の候補者等に係る特例)
- (参考) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に 関する法律第4条
- 5 第4条(発信者情報の開示請求等)

特定電気通信役務提供者の指案賠償責任の制限及び 発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信 者情報を定める省令(平成14年総務省令第57号)

(参考) 渉外的法律関係における本法律の適用及び裁判

### 第3 ガイドライン

- 1 プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係 ガイドライン
- 2 プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係 ガイドライン別冊「公職の候補者等に係る特例」に 関する対応手引き
- 3 プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン
- 4 プロバイダ責任制限法商標権関係ガイドライン
- 5 プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイド ライン

# 参考資料

## 1 条文

- (1)特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び 発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第
- (2)特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び 発信者情報の開示に関する法律の施行期日を定める 政令(平成十四年政令第百七十八号)
- (3)特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び 発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信 者情報を定める省令(平成十四年総務省令第五十七号)
- 2 国会審議における附帯決議
- 3 インターネット上の違法な情報への対応に関する ガイドライン
- 4 違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル
- 5 違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル 条項の解説

## 58 第2 逐条解説

# 私事性的画像記録の提供等に よる被害の防止に関する法律 第4条

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平 成26年法律第126号)

(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者 情報の開示に関する法律の特例)

第四条 『特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び 発信者情報の開示に関する法律第三条第二項及び第三条の二 第一号の場合のほか、特定電気通信役務提供者(同法第二条 -----第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下この 条において同じ。) は、特定電気通信(同条第一号に規定す る特定電気通信をいう。以下この条において同じ。) による 。情報の送信を防止する措置を講じた場合において、。当該 措置により送信を防止された情報の発信者(同条第四号に規 定する発信者をいう。以下この条において同じ。)に生じた 損害については、。当該措置が当該情報の不特定の者に対す る送信を防止するために必要な限度において行われたもので ある場合であって、次の各号のいずれにも該当するときは、 <sub>5</sub>賠償の責めに任じない。

特定電気通信による情報であって、私事性的画像記録に 係るものの流通によって自己の名誉又は私生活の平穏(以 下この号において「名誉等」という。)を侵害されたとす る者(撮影対象者(当該撮影対象者が死亡している場合に あっては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹) に限

## 解説

# 1 柱書

私事性的画像記録がインターネットを通じて流通すると、興味本 位で拡散しやすく、被害者が受ける損害は重大かつ回復困難であり 削除の緊急性が高いという実態に鑑み、本条は、その削除を一層促 す観点から、特定電気通信役務提供者が私事性的画像記録に係る情 報の送信を防止したことに関して、当該情報の発信者との関係で損 実賠償責任(作為責任)が生じない場合を追加して規定するもので

本条の規定により、特定電気通信役務提供者は、本法律第3条第 あれば発信者との関係で責任を負わないことが明確となるため、撮 影対象者(当該撮影対象者が死亡している場合には、その配偶者、 直系の親族又は兄弟姉妹)の名誉又は私生活の平穏(以下「名誉 等」という。)を侵害する私事性的画像記録に係る情報の送信を防 止する措置を講ずることを過度に躊躇することなく、自らの判断で 適切な対応をとるよう促されることが期待される。

# (2) 用語の説明等

① 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者 情報の開示に関する法律第三条第二項及び第三条の二第一号の

本条は、本法律第3条第2項及び第3条の2に加えて、特定電気

日 管用治之「リベンジボルノ対策—私事性的画像記録の提供等による被害の 防止に関する法律」時の法令1974号25頁

最新の省令改正・ガイドライン改訂をこの一冊で!

お試し読み・お申し込みはコチラ <クレジットカードでもお支払いいただけます>

第一法規 プロバイダ責任制限法

素 CLICK!